

【注意事項】

- 1 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」について
「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10）」を提出してください。
- 2 「申請者・届出者」について
申請者・届出者は、法人の代表者であることから代表取締役名でしてください。
（登記事項証明書で確認します。）
- 3 「届出の期限」について
事業の申請・届出内容に変更があった時は、当該変更のあった日から30日以内に届出書を提出してください。
- 4 「登記事項証明書」について
3か月以内に法務局が発行した登記簿に記載されている履歴事項の全部を証明する書面を添付してください。（コピー不可）
- 5 「定款」について
原本をコピーし、裏面の空いているところに、現行のものと相違ない旨及び工事事業者名等を記入し、代表者印を押印してください。
- 6 「給水装置工事主任技術者免状」の写しについて
「給水装置工事主任技術者免状」の写しを添付してください。「給水装置工事主任技術者証」の写しでも可能です。（免状の交付番号を確認します。）
- 7 「事業所」について
事業所と所在地を確認するため、変更があった場合、位置図（住宅地図程度）、見取図（平面図）、外観と室内の写真の添付をお願いします。
- 8 「メールアドレス」について
申請書・届出書の内容を調整するため、メールアドレスを記載して頂くようお願いいたします。
- 9 「事業者」と「事業所」が同じ場合について
「(1)事業者の名称・住所」と「(4)事業所の名称・所在地」が同じ場合でも、それぞれ変更に係る事項に記入して変更届出をしてください。
- 10 (5)の「給水装置工事主任技術者の氏名の変更」について
選任している主任技術者が改名した場合（結婚や養子縁組等）に届け出てください。別の人物の変更は、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」による届出が必要です。（＝解任と選任を同時に行うことになります。）
- 11 「組織変更または合併の場合の届出等」について
下表を参照してください。

表一「法人の組織変更または合併の場合の届出等」

申請者	内容	具体例	届出方法	
法人	組織変更	法人 ⇨ 個人	廃止届出・新規申請	
		合併会社	廃止届出・新規申請	
		合名会社 ⇨ 株式会社		
		合資会社		
		有限会社 ⇨ 株式会社	変更届出	
	合同会社 ⇨ 合名会社 ⇨ 合資会社間			
	合併	指定工事店Aと	AがBを吸収合併	Aは変更届出、Bは廃止届出
		指定工事店Bが合併	新会社Cを設立（新設会社）	Cは新規申請、AとBは廃止届出
		会社Aと	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aは新規申請、Bは廃止届出
		指定工事店Bが合併	新会社Cを設立（新設合併）	Cは新規申請、Bは廃止届出

※ 合併による新会社設立は、新規申請をしてください。

※ この表は、一例を示したものです。